

# 標準貨物自動車運送約款

最終改正 平成二十九年 国土交通省告示第七百四十一号

## 第一章 総則

(事業の種類)  
第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。  
2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。  
3 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。  
4 当店は、貨物自動車利用通送を行います。

(適用範囲)

第二条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項について

は、法令又は一般的慣習によります。

2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

## 第二章 運送業務等

### 第一節 通送

(受付時間)

第一条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2 申込みは受付日時を変更する場合は、あらかじめ店頭に掲示します。

(運送の順序)

第二条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。

ただし、異議又是変更しやすい貨物を運送する場合その他正当事由がある場合は、この限りではありません。

(引渡期間)

第三条 当店の貨物の引渡し期間は、次の回数を合算した期間とします。

1 貨物の引渡し期間 貨物を受取った日を除く各日

2 輪送期間 運送及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

3 集配期間 集合及び配達をする場合にあっては各一日

2 前項の規定による引渡し期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延長とします。

### 第二節 引受け

(貨物の種類及び性質の確認)

第六条 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることができます。

2 当店は、前項の規定において、貨物の種類及び性質を告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検する場合があります。

3 当店は、前項の規定により点検した場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告をしたところ異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

4 当店は、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告したところ異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

(引受け拒絶)

第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することができます。

1 当該運送の申込みが、運送契約によるものであるとき。

2 申込者が、前項第一号の規定による明告をされ、又は同様第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

3 当該運送は、運送の価値が低いと認められるとき。

4 同上、運送の価値が低いと認められるとき。

5 当該運送は、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

6 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(運送状等)

第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一括ごとに提出しなければなりません。ただし、個人(事業として又は事業のため運送契約の当事者となる場合における場合に限らず、第三十一条第二項において同じ。)が荷送人である場合であって、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

1 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

2 集貨先及び配達先又は送達地及び到達地(地図、アマゾンその他の建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。)

3 連送の申込み

4 貨物の運送料金(第十九条の三に規定する積込料金及び取扱料金、第六十条第一項に規定する附帯業務料等をいう。)、運賃サブ、チャージ、荷役料金利用料、立替料金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の額その他の支払に関する事項

5 荷送人及び荷受人の名又は荷主並びに住所及び電話番号

6 連送の申込み

7 貨物の運送料金(第十九条の三に規定する積込料金及び取扱料金、第六十条第一項に規定する附帯業務料等をいう。)、運賃サブ、チャージ、荷役料金利用料、立替料金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の額その他の支払に関する事項

8 荷送人及び荷受人の名又は荷主並びに住所及び電話番号

9 八 貨物の積み込み又は荷造りを委託するときは、その旨

10 連送の申込み

11 連送の申込みに付する事項を記載するときは、その旨

12 荷送人及び荷受人の運送に關する必要な事項

2 荷送人は、当店が前項の運送料金の支払いがないと認めたときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。

(高価品及び貴重品)

第九条 当店は、運送契約において高価品又は次に掲げるものに該当するものとします。

1 銀、金、銀器、金箔、印紙、郵便切手及び公文書類、株券、債券、商品券、その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、リジウム、タングステンその他の稀有金属、金剛石、紅玉、絆石、硫酸、真珠その他の玉宝玉、象牙、べっ甲、珊瑚及び各製品

2 美術品及び古董品

3 容器及び詰め込み又はキログラム当たるの価額が二万円を超える貨物(動物を除く。)

2 前項第二号のキログラム当たるの価額の計算は、一荷引りごとに、これをします。

3 この運送料金において高価品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものもいいます。

(運送の種別と不適な場合)

第十条 当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の種別別の他の貨物の運送に關する必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人にとって最も有利と認められたところにより、当該貨物の運送をします。

(荷造り)

第十一条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱い別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2 当店は、荷造りの高さが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3 当店は、荷造りが十分でない場合であって、他の貨物に對し損害を与えないないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、荷造りを引き受けたことがあります。

(外装表示)

第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。

1 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

2 品名

3 金額

4 その他荷送の取扱いに必要な事項

2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

(貨物引換証の発行)

第十三条 当店は、荷送人の請求により貨物引換証を発行する場合には、貨物の全部の引渡しを受けた後、これを発行します。ただし、次の各号の貨物については、これを実行しません。

1 貨物の性質又は危険度

2 貨物の種類、苗字及び花

3 動物

4 活鮮魚介その他の腐敗又は高価品又は危険度の危険性のない油類を除く。)

5 油脂物(油類、酯類、醸油、清涼飲料及び発火又は引火等の危険性のない油類を除く。)

6 沖心油

7 品代金取立ての委託を受けた貨物

8 はら積積物(動物等の運送)

9 第十四条 当店は、動物その他の特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することができます。

1 当店において、乗客、荷物又は荷物の取扱いの時刻を指定すること。

2 当店は、荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを付託すること。

3 当店は、荷造りが十分でない場合であって、他の貨物に對し損害を与えないないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、荷造りを引き受けたことがあります。

(荷造り)

第十五条 当店は、荷送人の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。

1 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

2 品名

3 金額

4 その他荷送の取扱いに必要な事項

2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

(荷物の受取及び引渡し)

第十七條 貨物の積付は、当店の責任においてこれを行います。

2 当店は、荷物の積み込み又は荷造りを引き受けた場合は、当店の責任においてこれを行います。

3 シート、ロープ、建木、台木、充てん材等の他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

(第四節 貨物の受取及び引渡し)

(受取及び引渡しの特約)

第十八条 当店は、荷物に記載するに當る所に対する貨物の引渡しをもって荷送人又は荷受人に対する引渡しとみなします。

2 荷受人又は荷造り先又は到達地において荷送人又は荷受人の指定する者から貨物を受取るに貨物を引き渡します。

3 二船、客船、宿舎、旅館等に引渡しの場合は、その管理者又はこれに準ずる者

(留置権)

第二十条 当店は、荷物に記載するに當る所に対する貨物の引渡しをもって荷送人又は荷受人に対する引渡しとみなします。

2 商人である荷送人が、荷物のため当店と連絡した運送契約について、運賃、料金等を所定期日内に支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人とその運送契約によって当店が負担する荷物の引渡しをしないことがあります。

(貨物引換証の登記)

第二十一条 当店は、荷送人を確知することができない場合は、運送約款の第二項各号に掲げる場合には、荷送人の費用をもって、その貨物を倉庫業者に寄託することができます。

2 当店は、荷造りの規定により荷物の寄託をしたときは、運送約款の第二項各号に掲げる場合には、荷送人の費用をもって、その貨物を倉庫業者に引渡します。

3 当店は、第一項の規定により荷物の寄託をしたときは、荷送人の費用をもって、その貨物を倉庫業者に引渡します。

4 当店は、第一項の規定により荷物の引渡しを請求した場合において、当該貨物について倉庫業者を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けた後、当該倉庫業者に運送をすることになります。

(引渡不能の貨物の供託)

第二十二条规定は、荷送人を確知することができない場合又は前条第二項各号に掲げる場合には、その貨物を供託することができます。

2 当店は、荷造りの規定により荷物の供託をしたときは、運送約款の第二項各号に掲げる場合には、荷送人の費用をもって、その貨物を倉庫業者に引渡します。

(引渡不能の荷物の競売)

第二十六条规定は、荷送人を確知することができない場合又は第二十二条规定各号に掲げる場合には、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することができます。

2 前項の規定による売却には、前条第二項及び第三項の規定を準用します。

## 第五節 指図

(貨物の処分権)

第二十七条 荷送人又は貨物引換証の持主は、貨物が到達地に達した後荷受人をがその引渡しを請求したときは、消滅します。

3 第一項の規定をもつて荷送地に在る場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

4 貨物引換証の持主は、第一項の指図をしよさる場合は、当該貨物引換証を提示しなければなりません。

(指図に応じない場合)

第二十八条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、運送なく、その旨を荷送人又は貨物引換証の持主に通知します。

(第六節 事故)

(事故の原因)

第二十九条 当店は、次の場合には、運送なく、荷送人又は貨物引換証の持主に對する事故の原因とし、相違の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

1 貨物の著しい減少、消失その他の荷物の損耗を発見したとき。

2 当店の運送経路又は運送方法によることがでなくなつたとき。

3 相違の期間、当店の運送を中断するため、当該貨物の運送の中断若しくは運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

4 当店は、前項各号の場合において、指図をまつとまがないときは又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人又は貨物引換証の持主の利益のため、当該貨物の運送の中断若しくは運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

5 第一項の規定をもつて荷送地に在る場合において、当該貨物の運送の中断若しくは運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

6 当店は、前項の規定による指図に応じないときは、運送なく、その旨を荷送人又は貨物引換証の持主に通知します。

(事故証明書の発行)

第三十一条 当店は、貨物の全部又は一部が運送の際に生じたとき又は運送の危険性を生じたときは、その貨物の引渡しの日から一月以内に事故証明書を発行します。

2 当店は、荷物の一部滅失、破損又は運送に關してその数量、重量又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日から限りにおいて、事故証明書を発行します。

(第七節 運送及び料金)

(運賃及び料金)

第二十九条 当店は、貨物の全部又は一部に運送料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 個人もしくは法人に運送料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(運賃、料金の受取方法)

第三十一条 当店は、貨物を受取るときに運送料金並びにその適用方法は、運送料金の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻します。

2 前項の前段のとおり、運送料金並びにその適用方法は、荷送人に對し、運送料金の前渡しを受け、運送料金の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻します。

3 当店は、第一項の規定による運送料金並びにその適用方法は、運送料金の前渡しを受け、運送料金の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻します。

(運賃料金の受取方法)

第三十一条 当店は、運送料金の前渡しを受けたときに運送料金並びにその適用方法は、荷送人に對し、運送料金の前渡しを受け、運送料金の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻します。

2 前項のとおり、運送料金並びにその適用方法は、荷送人に對し、運送料金の前渡しを受け、運送料金の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻します。

3 当店は、第一項の規定による運送料金並びにその適用方法は、運送料金の前渡しを受け、運送料金の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻します。

(運賃料金の支拂)

第三十一条 当店は、運送料金の支拂を受取ったときに運送料金並びにその適用方法は、荷送人に對し、運送料金の前渡しを受け、運送料金の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻します。

2 前項のとおり、運送料金並びにその適用方法は、荷送人に對し、運送料金の前渡しを受け、運送料金の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻します。

3 当店は、第一項の規定による運送料金並びにその適用方法は、運送料金の前渡しを受け、運送料金の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻します。

(運賃料金の支拂)

第三十一条 当店は、運送料金の支拂を受